

○印西市通学区域審議会設置条例

昭和58年3月15日条例第2号

(設置)

第1条 印西市立小学校及び中学校（以下「公立学校」という。）の通学区域の適正化を図るため、教育委員会の附属機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、印西市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、公立学校の通学区域について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、必要の都度教育委員会が委嘱する。

- (1) 公立学校長代表 3人以内
- (2) 公立学校保護者代表 3人以内
- (3) 知識経験を有する者 4人以内

2 委員は、当該諮問にかかる答申が終了したときは、解任されるものとする。

(会長等)

第4条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。